

別記様式第8号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記7の第6の1の(1)関係)

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業(都道府県広域捕獲活動支援事業)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の評価報告(令和2年度～令和4年度)

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						事業実施主体の評価	第三者の意見						
										被害金額(千円)			被害面積(a)										
										目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率								
伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会	伊豆の国市	令和2年度～令和4年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	推進事業	(R2) 箱わな(大)3基を整備	伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会	—	—	大型獣用箱わなは、新たに狩猟免許を取得した捕獲従事者等に貸し出し、捕獲実績を上げることができた。特に、くりわなに比べ箱わなは高額なため、初回の箱わな設置を支援することは、金銭面のハードルを下げる効果があったと考える。	7,114	7,201	89	229	229	100	推進事業では大型獣用箱わな10基の整備に留まったが、市独自のわな資材購入に対する補助金も活用され、銃猟だけではカバーできない地域の捕獲を推進できたと感じる。コロナ禍で捕獲者同士での情報共有の機会が減少したものの、捕獲頭数を維持し、1年間の切れ目のない継続した捕獲活動を実施することができた。 中小型獣の捕獲については、引き続き整備した箱わなにより、農林業者への貸し出しによる捕獲を推進した。 大型獣を中心とした猟友会と、中小型獣を中心とした実施隊で並行して活動し、捕獲に加えて、市独自の防護柵設置への補助金の活用も促すなど、捕獲と防護の体制作りにも努めることができた。 豚熱によるイノシシの捕獲数減少を受けているが、高齢化により銃猟従事者が減少しており、わな猟従事者でのカバーや、新たな銃猟従事者の確保が必要である。さらに、捕獲技術の継承もコロナ禍により機会が減少してしまったため、捕獲従事者同士の情報交換を促す必要がある。 また、防護柵設置は補助金制度によって浸透しつつあるが、設置の少ない地域に制度を広める必要がある。市街地での農作物を守ることで、鳥獣のえさ場を減らし、人家や通学路等の市街地への出没を減らしていきたい。	被害面積の目標の達成率は100%となり、被害金額も目標の約9割を達成しており、事業の効果がえられる。限られた交付金の中で整備の難しい大型の箱わな等に資金を振り向けることは評価出来る。捕獲を対策の主体としているが地域住民や捕獲者の人材育成等の注力も期待したい。(静岡県農林技術研究所 森林・林業研究センター 上席研究員 神谷健太)						
					(R3) 箱わな(大)7基を整備																		
				緊急捕獲活動支援事業	(R2) イノシシ成獣399頭 イノシシ幼獣25頭 シカ成獣83頭 ハクビシン2頭													—	—	—	—	—	—
				(R3) イノシシ成獣354頭 イノシシ幼獣31頭 シカ成獣87頭 シカ幼獣3頭 ハクビシン6頭	—													—	—	—	—	—	—
				(R4) イノシシ成獣297頭 イノシシ幼獣14頭 シカ成獣141頭 シカ幼獣4頭 ハクビシン6頭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。

3:事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。

4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。

5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

